

委託業務仕様書

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

若手アーティストの制作・発表拠点の整備・運営業務

(2) 業務目的

神戸市内の空き家等の既存ストックを活用し、若手アーティストが地域と関わりながら継続的に制作・発表できる拠点（3～5箇所程度）を整備・運営することで、地域コミュニティの活性化および文化芸術の振興を図る。

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3. 委託料（上限）

18,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4. 業務内容

(1) コンセプト・事業計画の策定

制作・発表拠点の運営やアーティスト支援、地域と連携した事業等の方針について、委託者と協議しながらコンセプトを策定する。また、策定したコンセプトをもとに「年間事業計画書」を作成し、6月末日までに提出する。

(2) 物件の調査・選定

神戸市が提示する物件のほか、受託者が収集する空き家情報などをもとに、制作・発表拠点に適切な物件を選定する。選定にあたっては、利用可能性、改修必要箇所、地域特性等をまとめた「物件調査報告書」を作成し、委託者と協議のうえ、利用物件（3～5箇所程度）を決定する。

(3) 拠点整備

制作・発表拠点の利用目的に即した改修計画の作成、施工業者との調整および整備を行う。さらに、改修後の施設使用規則（安全管理、利用方法、時間区分等）を作成する。

(4) 拠点の運営管理

制作・発表拠点の利用調整のほか、鍵の管理、設備管理、清掃、トラブル対応、安全管理をおこなう。また利用状況を記録した週報および運営状況を記録した月報を作成

し、委託者に送付する。

(5) 地域との連携

地域住民、自治会、商店街、学校、地元企業などと連携することで、事業の理解促進・協働を図る。

(6) 展示・イベントの企画運営

オープンアトリエ、展覧会、トークイベントなど創作活動の成果を披露する企画を実施する。さらに、これらの企画に関する広報活動（チラシ、SNS、地域メディア等）をおこなう。「年間事業計画」に概要を明記したうえで、開催1か月前までに詳細を委託者に通知する。

(7) 広報・情報発信

ウェブサイト、SNS等を活用し、アーティストの活動や拠点運営に関する情報を発信する。また地域メディア等の取材対応もおこなう。

(8) 効果測定（KPI管理）・報告

下記のKPIを測定し、年度末に事業成果報告書を提出する。年度末の事業成果報告以外でも、随時進捗報告を実施し、委託者と連携をとりながら事業を進めていく。

- ・制作・発表拠点の稼働率
- ・イベント件数、参加者数、参加者情報
- ・利用者・イベント参加者の満足度

(9) アートプラットフォームの検討

持続可能な事業としていくための、官民支援の受け皿となる組織体（アートプラットフォーム）の調査検討。

5. 体制要件

委託事業者は、以下の要件を満たす体制を整備すること。

(1) アートマネージャー 1名

文化芸術・まちづくりに関する実務経験を有する者。

(2) 地域アートサポーター 3名以上

アーティスト支援、作品発表企画、文化事業の実績がある者が望ましい。

6. スケジュール

- 2026年5月～ 事業計画の策定、空き家等の候補地調査・選定
- 9月～ 拠点整備設計・施工
- 11月～ 利用者の募集・マッチング
- 2027年2月～ アーティストの配置、イベント実施

7. 成果物

- ①年間事業計画書
- ②物件調査報告書
- ③運営日報
- ④事業成果報告書

8. その他留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

受託者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(2) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 第三者の権利侵害

受託者は本事業の制作物やイベントについて、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。また拠点で活動するアーティストの制作物等に関する諸権利の取り扱いについては、受託者が責任をもって定めるものとする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。